係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

2　［一～八　略］

信用協同組合等が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあっては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3　［略］

第五十四条　銀行法第十三条第二項前段に規定する当該信用協同組合等と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該信用協同組合等の子法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第五十六条の二において同じ。）とする。

（当該信用協同組合等と特殊の関係のある者）

権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

［一～八　同上］

［項を加える。］

2　［同上］

第五十四条　銀行法第十三条第二項前段に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

（当該信用協同組合等と特殊の関係のある者）

［号を削る。］

（銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第五十五条　［略］

2　前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一　当該信用協同組合等について第五十二条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額

二　当該信用協同組合等の子法人等について第五十二条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

［3・4　略］

（銀行法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方）

第五十六条の二　銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う信用協同組合等又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該信用協同組合等又は当該信用協同組合等の子法人等をいう。

（届出事項）

第百十一条　法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十三　略］

十四　第五十四条に規定する子法人等又は第六十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

［十五～二十五の二　略］

［2～8　略］

一　当該信用協同組合等の子法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

二　当該信用協同組合等の関連法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

（銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第五十五条　［同上］

2　［同上］

一　当該信用協同組合等について第五十二条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二　当該信用協同組合等の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第五十二条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

［3・4　同上］

［条を加える。］

（届出事項）

第百十一条　［同上］

［一～十三　同上］

十四　第五十四条又は第六十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

［十五～二十五の二　同上］

［2～8　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。